

五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、多世代交流を通じて「食と生」について学ぶ機会を創出し、高齢者の生きがいつくり、子どもの主体性及び生きる力の醸成を図る取組を実施する団体等に対し、予算の範囲内で五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和9年1月31日までの間に完了する事業のうち、次の各号のいずれにも資する事業とする。

- (1) 農業を通じた人づくり・いきがいつくり
- (2) 食を通じた心身の健康と人間性の育成
- (3) 生を学び、主体的に生きる力の育成

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内で活動する団体等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本事業を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (3) 法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関係を有していないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ

多世代交流事業補助金交付申請書兼同意書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（決定通知）

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する場合における補助金の額を決定し、交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、その旨を通知するものとする。

（変更等承認申請）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容を変更するとき又は事業を廃止するときは、その旨を記載した文書を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 12 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 町長は、前条第 1 項の規定による実績報告書を受理したときは、書類の審査等により補助金の額を確定し、補助事業者に対し、交付確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業者の請求に基づき、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

3 補助事業者は、前 2 項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金（概算払）請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第 11 条 補助事業者は、事業の実施状況、経費の収支、その他事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付け、これらを事業実施の翌年度以降 10 年間保管しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額	備 考
費目	経費の内容			
報償費	講師・専門家への役務の提供等に対する謝礼（記念品・商品は除く。）	補助対象経費 の10分の10	1,315千円	1人1日当たり5万円上限（補助対象経費総額の50%以内）
旅 費	交通費、通行料金等			五戸町職員の旅費に関する条例及び条例施行規則に準ずる
需用費	消耗品費（用紙、封筒等の文具）、印刷製本費（チラシ・ポスター・報告書等の印刷費）、材料費（事業の実施に必要な食材等の費用を含む。）等			
役務費	通信運搬に係る経費、イベント保険料等			
使用料 及び 賃借料	機器使用料、会場借上料等			
委託料	事業の一部を委託する場合の委託料 ※業務委託契約書を作成すること。			補助対象経費総額の50%以内
備 品 購入費	事業実施のために直接必要と認められる備品購入費			1個又は1式あたり10万円（税込）以上、耐用年数が1年以上のもの（申請額の30%以内）
その他	上記のほか、町長が適当と認める経費			

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付申請書兼同意書

五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金の交付を受けたいので、五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、補助金交付の可否についての審査に伴い、納税状況を町が確認することに同意します。

事 業 名	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
交 付 申 請 額	円 ※ 1 0 0 円未満切捨て
事業目的・内容 ※欄が不足する 場合は別紙を 添付してくだ さい。	
添 付 書 類	(1) 収支予算書（様式第 2 号） (2) その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

収 支 予 算 書

【収入の部】 (単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳（算出根拠）
自 己 資 金		
事 業 収 入		
補 助 金		
そ の 他 収 入		
合 計		

【支出の部】 (単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳（算出根拠）
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
使 用 料 及び賃借料		
委 託 料		
備 品 購 入 費		
そ の 他		
（対象外経費）		
合 計		←対象外経費も含めた事業費総額 【収入の部】の合計の金額と同額になります。
補助対象経費		←総事業費から対象外経費を差し引いた金額

※内訳（算出根拠）欄が不足する場合は別紙を添付してください。

第 号
年 月 日

様

五戸町長

印

交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|-----------|----|-----|
| 1 決 定 事 項 | 交付 | 不交付 |
| 2 交付決定金額 | 金 | 円 |
| 3 不交付の理由 | | |

交付条件

- （１）政治活動及び宗教活動を目的とした事業でないこと。
- （２）事業の内容、経費の配分又は計画等の変更をするときは、町長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、２０％以内を増減させる場合又は事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- （３）事業を廃止しようとするときは、町長の承認を受けること。
- （４）事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

五戸町長 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金の事業が完了しましたので、五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事 業 名	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補助金交付決定額	円
補 助 金 額	円 ※ 1 0 0 円未満切捨て
事業内容・成果 ※欄が不足する場合は別紙を添付してください。	
添 付 書 類	(1) 収支決算書（様式第 5 号） (2) 実施状況の写真 (3) 領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し (4) その他参考となる資料

様式第5号（第8条関係）

収 支 決 算 書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	内訳（算出根拠）
自 己 資 金			
事 業 収 入			
補 助 金			
その他収入			
合 計			

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	内訳（算出根拠）
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
使 用 料 及び賃借料			
委 託 料			
備品購入費			
そ の 他			
（対象外経費）			
合 計			←対象外経費も含めた事業費総額 【収入の部】の合計の金額と同額 になります。 ←総事業費から対象外経費を差し 引いた金額です。
補助対象経費			

※内訳（算出根拠）欄が不足する場合は別紙を添付してください。

※支出の内訳が分かる領収書等を添付してください。

第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のありました事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

(単位：円)

交付決定額	交付確定額 A	交付済額 B	未交付額 A－B	備 考

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

五戸町長 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印
連 絡 先

五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金（概算払）請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金として、五戸町「農」を通じて「食と生」を学ぶ多世代交流事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、上記のとおり請求します。

振 込 先 金融機関名（支店名）
預 金 種 目 普通 ・ 当座
口 座 番 号
（フリガナ）
口座名義人

（単位：円）

交付決定額	今回請求額	交付済額	未 交 付 額	備 考